を除却した日時
（３） 保管した広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所
（４） 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項
（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法等）
第17条の3　法第8条第2項に規定する条例で定める公示方法は、次に掲げるものとする。
（１） 前条各号に掲げる事項を、掲示を始めた日から起算して14日間（法第8条第3項第1号に規定する広告物については、2日間）、保管を行っている地域振興局に掲示すること。
（２） 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（第17条の7において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を県の公報又は新聞紙に掲載すること。
２　知事は、規則で定める様式による保管物件一覧簿を保管を行っている地域振興局内であって規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。
（広告物又は掲出物件の価額の評価の方法）
第17条の4　法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。
（保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続）
第17条の5　法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号、第2号及び第5号から第9号までのいずれかに該当する場合は、随意契約により売却することができる。
（公示の日から売却可能となるまでの期間）
第17条の6　法第8条第3項各号で定める期間は、次のとおりとする。
（１） 法第7条第4項の規定により除却された広告物　2日
（２） 特に貴重な広告物又は掲出物件　3月
（３） 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件　14日
（広告物又は掲出物件を返還する場合の手続）
第17条の7　知事は、保管した広告物又は掲出物件（法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定中「宇土郡、三角町、不知火町」を削り、「下益城郡、城南町、富合町、松橋町、小川町、美里町」を「下益城郡、城南町、富合町、美里町」に改める部分及び「鹿本郡、鹿本町、植木町」を「鹿本郡、植木町」に改める部分は平成17年1月15日から、同項の改正規定中「阿蘇郡、一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、高森町」を「阿蘇郡、南小国町、小国町、高森町」に改める部分及び「上益城郡、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、矢部町」を「上益城郡、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町」に改める部分は平成17年2月11日から、第3条第2号の改正規定は平成17年4月1日から施行する。

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成16年12月24日
熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県条例第74号

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例
熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年熊本県条例第34号）の一部を次のように改正する。
別表熊本県菊池警察署の項中「菊池市大字隈府」を「菊池市」に、「泗水町　七城町　旭志村　西合志町」を「西合志町」に改め、同表熊本県高森警察署の項中「蘇陽町」を削り、同表熊本県矢部警察署の項を次のように改める。

熊本県山都警察署	上益城郡山都町	上益城郡のうち 山都町

附　則
１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
（１） 別表熊本県菊池警察署の項の改正規定　菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び

同郡泗水町を廃し、その区域をもって菊池市を設置する処分が効力を生ずる日

（２） 別表熊本県高森警察署の項及び熊本県矢部警察署の項の改正規定並びに次項の規定　平成17年2月11日

２　熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成16年熊本県条例第63号）の一部を次のように改める。

別表熊本県高森警察署の項の改正規定中「白水村　長陽村　久木野村　蘇陽町」を「白水村　長陽村　久木野村」に、「南阿蘇村　蘇陽町」を「南阿蘇村」に改める。

宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県条例第75号

宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成17年1月15日宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町を廃し、その区域をもって宇城市を設置することに伴う宇城市及び下益城郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第15条第1項の規定により、同日から同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される熊本県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附　則

１　この条例は、平成17年1月15日から施行する。

２　熊本県議会は、この条例の施行の日後初めて熊本県議会議員の一般選挙が行われる日までに、県内の市町村の合併の状況を考慮し、必要があると認めるときは、この条例の改正等の措置を講ずるものとする。

山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県条例第76号

山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成17年1月15日山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町を廃し、その区域をもって山鹿市を設置することに伴う山鹿市及び鹿本郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第15条第1項の規定により、同日から同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される熊本県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附　則

１　この条例は、平成17年1月15日から施行する。

２　熊本県議会は、この条例の施行の日後初めて熊本県議会議員の一般選挙が行われる日までに、県内の市町村の合併の状況を考慮し、必要があると認めるときは、この条例の改正等の措置を講ずるものとする。

阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町及び同郡波野村の合併並びに上益城郡矢部町、同郡清和村及び阿蘇郡蘇陽町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県条例第77号

阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町及び同郡波野村の合併並びに上益城郡矢部町、同郡清和村及び阿蘇郡蘇陽町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成17年2月11日阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町及び同郡波野村を廃し、その区域をもって阿蘇市を設置すること並びに同日上益城郡矢部町、同郡清和村及び阿蘇郡蘇陽町を廃し、その区域をもって山都町を設置することに伴う阿蘇市、阿蘇郡及び上益城郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第15条第1項の規定により、同日から同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される熊本県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附　則

１　この条例は、平成17年2月11日から施行する。

２　熊本県議会は、この条例の施行の日後初めて熊本県議会議員の一般選挙が行われる日までに、県内の市町村の合併の状況を考慮し、必要があると認めるときは、この条例の改正等の措置を講ずるものとする。

菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。

平成 16 年 12 月 24 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県条例第 78 号

菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成 17 年 3 月 22 日菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町を廃し、その区域をもって菊池市を設置することに伴う菊池市及び菊池郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 15 条第 1 項の規定により、同日から同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される熊本県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附　則

1　この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

2　熊本県議会は、この条例の施行の日後初めて熊本県議会議員の一般選挙が行われる日までに、県内の市町村の合併の状況を考慮し、必要があると認めるときは、この条例の改正等の措置を講ずるものとする。

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16 年 12 月 24 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県条例第 79 号

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本県議会委員会条例（昭和 31 年熊本県条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ウ中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

附　則

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

発行所　熊　本　県　熊本市国府4丁目10－18
平成16年12月24日印刷　印刷所　秀　巧　社
平成16年12月24日発行　電話（代）096－286－2221番
古紙配合率100%